

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 7 月 27 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ドラッグコスモス高月店 長浜市高月町唐川字大道 13 番 1 ほか
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 当該店舗周辺は交通量が多く、店舗の出店により、車両による来店者も増加すると見込まれるため、周辺の交通環境保持に留意されたい。
 - (2) 店舗の建築については、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、行為着手の 30 日前までに景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出をされたい。
 - (3) 一般公共の用に供されるもの（商業施設等の駐車場を含む。月極駐車場、従業員用駐車場を除く）で、自動車の駐車部分の面積が 500 m²以上である場合の駐車場の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）および同施行令で定める技術的基準によるため、留意されたい。また、必要に応じて、公安協議等を行うこと。
 - (4) 駐車料金を徴収する場合は、路外駐車場設置の届出（駐車場法第 12 条の規定による）を行うこと。
 - (5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の開発許可を得ること。
 - (6) 車両のバックブザー音は、等価騒音レベルで 90dB と予想され、最大値はそれを上回るため、早朝の騒音に留意されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 30 年 7 月 27 日から平成 30 年 8 月 27 日まで